

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年 7月23日
【届出者の氏名又は名称】	都築電気株式会社
【届出者の住所又は所在地】	東京都港区新橋六丁目19番15号
【最寄りの連絡場所】	東京都港区新橋六丁目19番15号
【電話番号】	03(6833)7777(代表)
【事務連絡者氏名】	経理部長 石丸 雅彦
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	都築電気株式会社 (東京都港区新橋六丁目19番15号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注1) 本書中の「当社」とは、都築電気株式会社を指し、「対象者」とは、都築電産株式会社を指します。

(注2) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号、その後の改正を含みます。)をいいます。

(注3) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号、その後の改正を含みます。)をいいます。

(注4) 本書中の「株券」とは、株式に係る権利をいいます。

1【公開買付届出書の訂正届出書の提出理由】

平成22年7月20日付で提出した公開買付届出書の記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたので、法第27条の8第2項に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を提出するものです。

2【訂正事項】

第1 公開買付要項

6 株券等の取得に関する許可等

(2) 根拠法令

(3) 許可等の日付及び番号

3【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

第1【公開買付要項】

6【株券等の取得に関する許可等】

(2)【根拠法令】

(訂正前)

当社は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号、その後の改正法を含み、以下「独占禁止法」といいます。）第10条第2項に基づき、本公開買付けによる株式取得に関する計画を公正取引委員会にあらかじめ届け出なければならず（以下、当該届出を「事前届出」といいます。）、同条第8項により事前届出受理の日から原則として30日間を経過するまでは対象者普通株式を取得することができません（以下、株式の取得が禁止される当該期間を「待機期間」といいます。）。

なお、当社は、平成22年6月22日付でかかる事前届出を公正取引委員会に提出し、同日付で受理されています。従って、待機期間は平成22年7月23日に終了する予定です。本公開買付けによる対象者普通株式の取得については、公正取引委員会の事前相談制度は利用しておりません。なお、公開買付期間（延長した場合を含みます。）満了の日の前日までに、公正取引委員会に対する事前届出に対し、公正取引委員会から対象者普通株式の全部又は一部の処分や事業の一部の譲渡を命じる内容の排除措置命令の事前通知を受けた場合、独占禁止法に基づく排除措置命令の事前通知を受ける可能性のある期間が終了しない場合、又は、独占禁止法第10条第1項の規定に違反する疑いのある行為をする者として裁判所の緊急停止命令の申し立てを受けた場合には、後記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の令第14条第1項第4号に定める事情が生じた場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。公正取引委員会から独占禁止法第49条第5項の規定に基づく事前通知及び独占禁止法第10条第9項に基づく報告等の要求を受けることなく排除措置命令の事前通知を受ける可能性のある期間が終了した場合には、訂正届出書を提出いたします。

(訂正後)

当社は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号、その後の改正法を含み、以下「独占禁止法」といいます。）第10条第2項に基づき、本公開買付けによる株式取得に関する計画を公正取引委員会にあらかじめ届け出なければならず（以下、当該届出を「事前届出」といいます。）、同条第8項により事前届出受理の日から原則として30日間を経過するまでは対象者普通株式を取得することができません（以下、株式の取得が禁止される当該期間を「待機期間」といいます。）。

なお、当社は、平成22年6月22日付でかかる事前届出を公正取引委員会に提出し、同日付で受理されており、待機期間は平成22年7月23日に終了いたしました。本公開買付けによる対象者普通株式の取得については、公正取引委員会の事前相談制度は利用しておりません。また、当社は、公正取引委員会から独占禁止法第49条第5項の規定に基づく事前通知及び独占禁止法第10条第9項に基づく報告等の要求を受けておりません。従って、当該待機期間の終了により、独占禁止法に基づく排除措置命令の事前通知を受ける可能性のある期間は終了しております。

(3)【許可等の日付及び番号】

(訂正前)

該当事項はありません。

(訂正後)

許可等の日付 平成22年7月23日（待機期間の終了による）

許可等の番号 公株第95号（事前届出における受理番号）